やちまた男女共同参画だより

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業などが行われる中、DV の増加・深刻化が懸念されています。パートナーから暴力を受けた悩みを「家庭内の問題のことだから」や「夫婦の問題だから」とひとりで抱えていませんか? DV は人権侵害で生命の危険さえある「犯罪」行為です。誰でも安全で安心して暮らす権利があります。

現在、国では相談体制を拡充しています。

DV 相談+(プラス)

電話相談(24時間受付)

つなぐ はやく 0120-279-889

メール相談(24時間受付)

https://form.soudanplus.jp/mail 必要事項を入力して送信



チャット相談 (12~22時)

外国語相談にも対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、 タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語)

https://form.soudanplus.jp/ja 必要事項を入力して送信



同行支援、保護、緊急の宿泊提供、WEB 面談も実施中 ここにでんわ

従来の DV 相談 0570-0-55210 も継続して行っています。

子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るう面前 DVは、子どもへの心理的虐待にあたります。 児童相談所 いちはやく 全国共通ダイヤル **189**



発 行 八街市総務部企画政策課 〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35-29 TEL 043-443-1114 FAX 043-444-0815 E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp 発行日 令和2年5月